

今月のトピック

政 治

- ◆ゼレンスキー・ウクライナ大統領のブルガリア訪問
- ◆ブルガリアにおける司法制度改革ならびに検事総長関連

経 済

- ◆ブルガリアによるウクライナへの原子炉売却
- ◆ブルガリア国家予算の成立

※月報は、ブルガリア各種メディアの報道等を取りまとめたものであり、在ブルガリア日本大使館の意見や判断を反映するものではありません。

◆ゼレンスキー・ウクライナ大統領のブルガリア訪問

▶7 月 6 日、ウクライナのゼレンスキー大統領がブルガリアを訪問した。半日程度の滞在であったが、デンコフ首相をはじめとした閣僚評議会との会談、ラデフ大統領との首脳会談、メディア・市民との対話(於:国立歴史博物館)の 3 つのスケジュールを遂行した。

【デンコフ首相との会談】

▶閣僚評議会との会談では、ゼレンスキー大統領より、ブルガリアからウクライナへの軍事支援に関する謝意が表明され、デンコフ首相からは、ブルガリア政府として、ウクライナの戦いに連帯する旨が表明された。

▶同会談では、両国が国防分野での協力を強化することで一致した。両国首脳は、ウクライナ軍に対する追加軍事支援パッケージについても議論し、医療・教育・環境・エネルギー等の分野でもウクライナへを支援することが表明された。加えて、ブルガリアからのエネルギー及び輸送インフラ部門における専門的知見・物的支援の提供、ウクライナの文化遺産等の修復・保全支援についても準備ができていく旨が述べられた。

▶会談の最後に、両首脳は、ウクライナの NATO 加盟を支持する二国間宣言に署名した。また、ウクライナが提唱している平和のためのフォーミュラについてもブルガリアからの支持が改めて表明された。

【ラデフ大統領との会談】

▶ラデフ大統領との会談では、今回の訪問によるウクライナの NATO 加盟に係る宣言の署名に至ったことは重要であることが伝えられたものの、ブルガリアは周辺地域を含む安全保障に関して大きな懸念を有しており、ブルガリア軍の軍事力に影響を与えるまでの支援はできないことが伝えられた。また、今回の紛争に軍事解決はなく、情勢をエスカレートさせずに平和を追求することが重要である旨が述べられた。

▶ラデフ大統領の発言に対し、ゼレンスキー大統領からは、ブルガリアがウクライナを様々な形で支援していることに対する感謝が述べられた後、現在ウクライナが行っているのは紛争ではなくウクライナの領域で行われている戦争であることが強調された。仮にブルガリアがウクライナと同じ戦争の主体

者で、価値観を共有する仲間から兵器という具体的な支援を得られなかった場合、大統領としてどう
いう判断をするか同じ立場に立って考えてほしい旨がラデフ大統領へ述べられた。

▶ゼレンスキー大統領からは、ウクライナが提唱している平和フォーミュラの支持に対する感謝が表明
され、ブルガリアからのハイレベル層の参加が要請された。

【メディア・市民との対話】

▶ソフィア市・国立歴史博物館において、デンコフ首相、ガブリエル副首相兼外相、当地外交団等を前
に、ゼレンスキー大統領とブルガリア・メディア、市民らとの対話機会が設けられた。

▶対話の場で、ゼレンスキー大統領からは、ブルガリア国民からの支援に対する感謝の意が表明さ
れ、加えて①軍事支援の重要性 ②ブルガリアの対露制裁への参加 ③世界の人々によるウクライ
ナの人々の痛みの共有の 3 点がウクライナへの大きな支援となる旨、また、「ウクライナが戦争を延
長しようとしている」というロシア側のプロパガンダに惑わされないでほしい旨の発言がなされた。

▶市民からのブルガリアを訪問した目的を尋ねる質問に対し、ゼレンスキー大統領からは、ウクライナ
では武器・エネルギーが不足していることがブルガリア訪問の一番大きな要因である旨が回答され
た。エネルギーに関しては、ウクライナにおける冬の電力不足に関する問題解決のため、ブルガリアと
共同プロジェクトを実施したい旨が述べられた。

◆ブルガリアにおける司法制度改革ならびに検事総長関連

▶7 月 3 日、欧州委員会は法の支配に関する年次報告書を発表した。その内容は、最高司法評議会
監察部の機能を改善・欧州基準を考慮した最高司法評議会の構築・汚職防止委員会や専門司法当
局の制度改革等に関し、進展が見られないと評価するものであった。

▶これら調査結果に基づき、欧州委員会はブルガリアに対し、①裁判官の空白を埋めるための法的
枠組の整備 ②最高司法評議会監察官の選出への司法機関の関与（その法的枠組みの整備）③
欧州基準を考慮した最高司法評議会の構築 ④汚職防止委員会の制度改革と摘発実績の積み上げ
⑤欧州基準を考慮した行政機能の高潔さの向上 これら 5 点の措置を講ずるよう勧告した。

▶7 月 6 日、最高司法審議会は、失職した検事総長イワン・ゲシェフ氏が、検事総長の説明責任に関
する司法制度および刑事訴訟法改正の合憲性を争った件に関し、憲法裁判所が判決を下すまで、検
事総長選挙手続きを一時停止した。

▶イワン・ゲシェフ氏に代わって検事総長代理に選出されたサラフォフ氏は、ヤセン・トドロフ国家捜査
局(NIS)副局長の解任を再三要求していた。7 月 9 日、サラフォフ検事総長代理の提案は最高司法
会議(SJC)検察審査会の 9 名全員から支持され、ヤセン・トドロフ氏は解任された。

▶現在ブルガリアで提案されている憲法改正草案においても、司法制度改革に関する改正案が盛り
込まれている。7 月 30 日に GERB・CC-DB・MRF によって提出された憲法改正法案では、①最高司
法評議会(SJC)を裁判官と検察評議会の二つに分割 ②最高裁判所および最高行政裁判所長官に
関する任命プロセスの変更(大統領令の廃止)および任期の変更(7 年→5 年) ③検事総長の権限
の縮小が入っている。

◆ブルガリアによるウクライナへの原子炉売却

- ▶7月5日、ブルガリア国民議会のエネルギー委員会は、国民議会での議決に基づき、エネルギー省に対してウクライナとベレネ原子力発電所設備売却交渉を開始するよう指示を出した。
- ▶決定案は、エネルギー省に対し、ロシア製のベレネ原子力発電所原子炉 2 基とその設備の売却について、ウクライナ側と交渉することを義務付けるものである。決定草案によると、価格は当初購入時にブルガリアが支払った 12 億 BGN を下回ることはいできないものとなっている。また、交渉期限は 60 日間となっており、9 月前半までに何かしらの進展があるとみられている。
- ▶対象となっているベレネ原子力発電所は、元々 1981 年に建設が始まったプロジェクトであったが、工事の中断、再開等を経て、2012 年に正式に建設途中のまま頓挫したプロジェクトである。しかしながら、予定されていた 1 号機および 2 号機に原子炉(ロシア製)はすでに設置済みであり、その原子炉が、今回の売却交渉の対象となっている。
- ▶ウクライナがベレネの原子炉に目を付けた理由は、すでに同国内でロシア製の原子炉が普及しており、取り扱いに習熟した技術者がいることにある。ロシアと戦争状態にある現在では、ロシアからの原子炉購入ができないため、未使用の原子炉を持つブルガリアからの購入を計画している。

◆ブルガリア国家予算の成立

- ▶7月初旬から国民議会では、2023 年度の家算承認に関する審議が行われた。主な焦点は、①財政赤字額を GDP3%以内に抑える家算案策定 ②公共部門労働者の賃金引上げであった。なお、②に関し、7 月の家算成立の過程において、警察・消防等の公共部門労働者による賃上げを求める抗議活動が各所で見られた。
- ▶7月30日、ブルガリア国民議会は、約 20 時間に及ぶ議論の末、2023 年度家算を×切間際で成立させた。承認された内容は、2023 年度の家算収入が 408 億 1,000 万レヴァで、支出合計が 447 億 8400 万レヴァとなっており、で、そのうち 86 億レヴァが職員人件費、その他 35 億 1500 万レヴァが新規投資や既存投資の更新に充てられる内容となっている。
- ▶今回の家算は、①GDP3%以内の財政赤字 ②公共部門労働者の賃金引上げ が、共に盛り込まれている内容である。家算の成立に伴い、公共部門労働者は、今年 10%-15%程度の昇給が予定されている。
- ▶なお、2024 年度家算案は 2023 年 10 月 31 日までに国会に提出されなければならない、来年度の家算編成へ向けた動きにも並行して注目していかなばならない。

指標	
GDP 成長率(年率予測:最新値)	+1.5% (前月比 -0.5%)
消費者物価指数(6 月)	-0.4%(前月比) +2.4%(前年同月比)
失業率(6 月)	5.0%(前月比 -0.2%)
公的債務残高/GDP(含む国及び地方:6 月)	20.4%(前月比 -0.1%)

※ブルガリアのマクロ経済指標は、ブルガリア国立銀行HPよりご覧になれます
<https://www.bnb.bg/Statistics/StMacroeconomicIndicators/index.htm?toLang=EN>。